

ライフサポート：はた

「学習会やイベント等」のご報告
(皆さんの、ご参加をお待ちしています！)

N071 : 2023. 10. 13

四万十市中村大橋通7丁目1-24

連合高知西地協 TEL:34-9191

発行責任者：事務局 伊達幸雄

色々な組織やクラブに参加している方も多いと思いますが、何か面白い話やイベントなどがあればお知らせ下さい。皆さんからの投稿をお待ちしています。

<7月8日(土) 14:00~15:00>

講演:「風水害など自然災害について」

講師:四万十市 地震防災課 岡村 郁弥さん

7月の学習会は、7月8日に行われた「幡多地区労福協」と「幡多地区ライフサポートセンター」の合同総会前に行いました。

近年おきた幡多地域の風水害時の写真や、東日本大震災時の写真・津波の映像なども交え、水害や地震の怖さ、日頃の備えなどの話をさせていただきました。



○四万十市で起こる災害とは？

地震・洪水・大雪・津波・土砂崩れなどが考えられる。

洪水+土砂 … 最近「線状降水帯」が起き、集中豪雨が発生し洪水と土砂崩れの被害が大きくなっている。

地震+津波 … 地震が起きたら → ・緊急地震速報がきたら、揺れる前に安全な場所へ移動
・揺れたら身を守る体制をとる
揺れが収まったら → 逃げる(津波の恐れがある地区は高台へ逃げる)

逃げるしかない!!

○四万十市で災害が起こったらどうなる？

南海トラフ地震の想定される発生確率は … 今後、**30年以内に70%から80%**
近年は地震・集中豪雨など大災害が予想される。

○災害が起こったときどうすればよいか？

洪水・土砂災害は警報を確認し、早めの非難が大切。
自宅が安全と判断したら、自宅に対応する。

○日頃からの備え

日頃から避難袋を用意し、必要なものを準備し、薬など家庭の事情に合わせておく。
救助が来るのは1週間くらいかかることを想定し、水・食料品は十分用意する。
津波避難タワー・避難路を日頃から確認しておく。

<8月2日(水) 10:00~10:40>

講演:「遺産相続と遺言について」

講師: 高知地方法務局 大久保 孝裕さん、
茂井 敬大さん



《相続について》

1. 相続登記申請の義務化

- 高齢化が進み、相続の登記がされないまま放置された土地が全国に散らばっている。
→ 少子化で財産(山・畑・田んぼ等)はいらないので登記していない。
- 東日本大震災では、復興しようとした時に土地の所有者が分からず、復興が思うように進まなかった。
→ 昨今 災害が非常に多く、この問題がいたるところで取りざたされている。



取り組みはしてきたが、なかなか登記が進まない

相続登記の義務化 * 令和3年法律が成立し、令和6年4月1日から施行される

【相続登記が義務化されると・・・】

- 所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならない
* 以前に発生している相続については、令和6年4月1日を出発点とする
- 相続登記をしていないと、場合によっては過料が発生する
* 過料の額 → 相続人一人につき、10万円以下

2. 相続土地国庫帰属制度の創設

- 相続した土地に限り、管理ができない・使い道がない等の場合、申請すれば国が引き取る制度「**相続土地国庫帰属制度**」ができた。ただし、国の要件にあったものしか引き取ってもらえない。
- 申請時に**審査手数料** 土地一筆当たり**14,000円**かかる(承認されなくても返金されない)
- 承認されたら負担金**20万円**(最低価格)を納付 *10年分の土地管理費として

他にも、「相続人申告登記」や「住所等の変更登記」など、制度の見直しや義務化の話をたくさんしていただきました。

詳しくは **法務省のホームページをご覧ください**

《遺言について》

- 遺言がなかったら、法定相続人の順位に従って相続される。
- 遺言は相続をめぐる争いを未然に防ぐ利点がある。
- 遺言には公正証書・自筆証書・秘密証書の3種類がある。 *公正証書と自筆証書が一般的

- 公正証書遺言 … ・法律の専門家である公証人に作成してもらう。
 ・本人(遺言者)が公証役場に行き、内容を告げ、作成・保管してもらう。
 (証人2人の立会いが必要)
 ・社会的信用度が高く、家庭裁判所の検認も不要。

- 自筆証書遺言 … ・民法で定められた方法で作成しなければならない。
 ・費用は安くなるが、無効になることもある。
 ・内容があいまいだと相続人同士で争いとなる可能性がある。
 ・法務局での保管が可能。(1遺言書につき3,900円の手数料が必要)

遺言書の書き方や保管方法など、短時間でいろいろ教えていただきました。

《10名ぐらい集まれば、出張してくれるそうです》

あなたの遺言書を残してみませんか？

無料 遺言に関する **出張説明会**

誰でもできます！

企業・団体グループで お気軽に 受付中
 ご利用ください



お問い合わせは 高知地方法務局供託課
 ☎088-822-3331 まで

<9月6日(水) 10:00~11:00>

講演:「NISAについて」

講師:労金中村支店長 安岡 大さん

消費税がスタートした1989年の12月に日経の平均株価が史上最高値 38,915円となり、その後、1991年にバブルがはじけた。

1989年の1年物定期預金の金利 → 4.1%	現在の金利 → 0.002%
バブル崩壊後の株価最安値 → 2009年 7,054円	現在の株価 → バブル後最高値を更新 33,753円(2023/7/3)



○新時代の資産形成の三本柱

第一の柱 生活防衛 《財形・エース預金》

第二の柱 老後資金防衛 《iDeCo》 … 全額所得控除

第三の柱 資産所得増 《NISA》 … 非課税対象 (株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金や譲渡益)

- 《iDeCo》 留意点① 一旦加入すると、原則 60 歳まで引き出しができません。
 留意点② 利用するにあたって、所定の手数料※1が掛かります。
※1 金融機関によって異なります。

《NISA》とは…通常、投資で得た利益には、約20%の税金がかかるが、「一般 NISA」や「つみたて NISA」を利用すると非課税で受け取ることができる。

投資に対する悩み ①まとまった資金がない ②知識がない ③時間がない



「投資信託」を利用しよう！

こんな理由で足踏みしていませんか？

- 毎月少額のつみたてで投資できる
- プロに運用を任せられることができる
- 毎月口座に残高を残すだけで投資完了(先取積立も可能！)

①資産分散 ②時間分散 ③長期投資 *過去のデータでは、毎月コツコツと投資を行うことで資産が“右肩あがり”に増えている

2024年1月から『新NISA』がスタートします… が、2023年からNISAを始めるのがお得!!

ろうきんから お得なキャンペーンがあります！！
もれなく全員に 1,000 円プレゼント！ や
*キャンペーン期間中に NISA 口座を開設し、定時定額買付契約(毎月 5 千円以上)もしくは 5 万円以上の投資信託を購入された方。
抽選で 700 名の方に 5,000 円プレゼント！
*キャンペーン期間終了時点までに NISA 口座開設済み、及び NISA 口座にて定時定額買付契約 (毎月 5 千円以上) もしくは 5 万円以上の投資信託残高のある方。

資産運用や新NISAのこと、お得な情報などたくさんありました。

個人相談にも乗ってくれます。詳しくは、ろうきん窓口までお問合せ下さい。

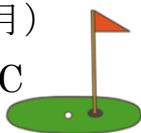
【今後のイベント】

＜チャリティゴルフ＞

日 時：10月23日(月)

場 所：ユートピア CC

参加費：1,000 円



＜釣り大会＞

日 時：11月11日(土)

場 所：宿毛湾 新港岸壁

参加費：500 円



【今後の学習会】

スマホで???と思うことがあればメモしてきてください。解決するかも…

○ 11月1日(水) 10:00～(西地協) 「スマホの使い方」 講師:曾根 司公

○ 11月28日(火) 15:00～(四万十市社会福祉センター) 「幡多の歴史」
(*高退連総会前に行い、12月の第1水曜日のかわりとする。) 講師:田中 全

16:00～ 高退連幡多地区協議会 総会